

第1号会計年度任用職員の報酬等に関する訓令

令和2年3月31日
本部訓令第9号

この訓令は、職員の給与に関する条例（昭和27年千葉県条例第50号）第1条に規定する第1号会計年度任用職員の報酬等の支給に関し、必要な事項を定めたものである。